

日常生活支援住居施設に係る認定等の手引き

令和２年９月

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

目　次

第１章　はじめに

１　日常生活支援住居施設について

1. 日常生活支援住居施設について　　　　　　　　　　　　　　　　　　１Ｐ
2. 日常生活支援住居施設の認定要件について　　　　　　　　　　　　　１Ｐ
3. 本手引きの位置付けについて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２Ｐ

第２章　日常生活支援住居施設の認定申請等について

１　日常生活支援住居施設の認定申請について

（１）日常生活支援住居施設の認定申請について　　　　　　　　　　　　 ２Ｐ

（２）日常生活支援住居施設の認定に係る審査及び意見照会について　　　　３Ｐ

（３）日常生活支援住居施設の認定及び通知について　　　　　　　　　　　３Ｐ

２　日常生活支援委託事務費の単価設定について

（１）日常生活支援委託事務費の単価の通知について　　　　　　　　　　　４Ｐ

（２）福祉事務所への通知について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４Ｐ

第３章　日常生活支援住居施設への入所委託について

１　日常生活支援住居施設への入所委託について

（１）福祉事務所からの委託依頼について　　　　　　　　　　　　　　　　４Ｐ

（２）福祉事務所への回答について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４Ｐ

第４章　日常生活支援委託事務費の請求及び支払いについて

１　日常生活住居支援委託事務費の請求及び支払いについて

（１）日常生活支援委託事務費の請求について　　　　　　　　　　　　　　５Ｐ

（２）日常生活支援委託事務費の支払いについて　　　　　　　　　　　　　５Ｐ

第５章　各種様式等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５P～37P

**第１章　はじめに**

１　日常生活支援住居施設について

（１）日常生活支援住居施設について

　　　平成30年６月の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の一部改正により、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、日常生活上の必要な支援を提供する施設として、”日常生活支援住居施設”が新たに創設されました。具体的には、無料低額宿泊所のうち、生活支援を行う人員配置を行う等、一定の要件を満たすものとして、都道府県等の認定を受けた施設を指します。

　　　当該施設の認定要件や委託事務費の考え方等については、厚生労働省から、

■「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和２年３月27日厚生労働省令第44号。以下、”**要件省令**”という。）

■「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（令和２年３月27日社援発0324第３号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、“**要件通知**”という。）

■「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年３月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下、“**支弁基準**”という。）

■「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和２年４月３日社援保発0403第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、“**取扱通知**”という。）

等で示されています。

（２）日常生活支援住居施設の認定要件について

日常生活支援住居施設の認定を受けるためには、無料低額宿泊所であることが前提であり、まずは、「北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年12月20日条例第33号）」に規定される基準を満たし、施設の所在地を所管する各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（以下「各総合振興局（振興局」という。）に届出た上で、更に、生活支援を行う職員（入所定員を常勤換算方法で十五で除して得た数以上）を配置するなど、日常生活支援住居施設としての要件に適合する必要があります。

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の遵守

**＝**

日常生活支援住居施設

の認定要件

**＋**

○日常生活支援住居施設としての基準の遵守

・入所定員を常勤換算方法で十五で除して得た数以上の生活

支援員の配置

　・生活支援提供責任者（常勤）の配置　　　　　　など

（３）手引きの位置付けについて

　日常生活支援住居施設の認定等に際し、1(1)で列記したとおり、国から複数の関連通知が発出されていますが、制度の円滑な運用を図るため、これらの通知の要点や、申請に必要となる各種様式を一つに集約したもの、これが本手引きの位置付けとなります。

**第２章　日常生活支援住居施設の認定申請等について**

１　日常生活支援住居施設の認定申請について

（１）日常生活支援住居施設の認定申請について

　　　**日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者※**は、要件省令第２条第１項の規定に基づき、「申請書（**様式１**）」【７Ｐ～９Ｐ】に必要書類を添付の上、北海道知

　　事（指定都市及び中核市内に所在する施設を除く。以下、同様。）に申請してくださ

　　い。

なお、**申請書類の提出先※**については、施設の所在地を所管する各総合振興局（振興局）となりますが、内容審査及び決定事務は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課（以下「道本庁」という。）で行います。

申請書類を受け取った各総合振興局（振興局）は、日常生活支援住居施設の認定に係る必要書類の有無を確認するとともに、”社会福祉法第68条の２の規定に基づく社会福祉住居施設（無料定額宿泊所）の届出”に係る書類一式の写しを添付し、速やかに道本庁へ進達する。

　◆**日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者※**

　　　日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者は、要件省令第一条の規定により、次のいずれにも該当するものでなければならない。

　　　一　都道府県、市町村又は法人が運営しているものであること。

　　　二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の二第一項に規定

する社会福祉住居施設（同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。）であって、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。

　　　三　第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。

　　　四　当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから五年を経過していない者でないこと。

　◆**書類の提出先※**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先及び住所 | 提出先及び住所 |
| 空知総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】岩見沢市8条西5丁目 | 上川総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】旭川市永山6条19丁目 |
| 石狩振興局保健環境部社会福祉課【住所】札幌市中央区北3条西7丁目 | 留萌振興局保健環境部社会福祉課【住所】留萌市住之江町2丁目1番地2 |
| 後志総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】倶知安町北1条東2丁目 | 宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】稚内市末広4丁目２番27号 |
| 胆振総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】室蘭市海岸町1丁目4番1号 | オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】網走市北7条西3丁目 |
| 日高振興局保健環境部社会福祉課【住所】浦河町栄丘東通56 | 十勝総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】帯広市東3条南3丁目 |
| 渡島総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】函館市美原4丁目６番16号 | 釧路総合振興局保健環境部社会福祉課【住所】釧路市浦見2丁目2番54号 |
| 檜山振興局保健環境部社会福祉課【住所】江差町字陣屋町336番３号 | 根室振興局保健環境部社会福祉課【住所】根室市常盤町3丁目28番地 |

　　◆政令指定都市及び中核市に所在する施設につきましては、当該市が直接決定事務を行いますので、申請様式等を含め、直接、市の担当部署へお問い合わせ願います。

（２）日常生活支援住居施設の認定に係る審査及び意見照会について

　　　申請書類を受理した道本庁は、要件省令等が定める基準を満たしているかを審査します。

なお、審査に際し、道本庁は、要保護者への支援の委託が想定される福祉事務所長等に対し、管内の要保護者の状況や、委託の見込み等について、「依頼書（**様式３－１**）」【19Ｐ】により意見を求めますので、意見を求められた市町村の長等は、速やかに「意見書（**様式３－２**）」【20Ｐ】により回答願います。

（３）日常生活支援住居施設の認定及び通知について

　　　審査の結果、要件省令等が定める基準を満たしており、将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められる場合には、申請者に対し、「日常生活支援住居施設認定通知書（**様式４-１）**」【22Ｐ】により、認定を可とする旨を通知します。

また、要件省令等の基準に合致しない場合や、委託対象者について一定の需要が見込まれず、施設の運営及び入居者の支援に支障を来すおそれがあると認められる場合には、申請者に対し、「日常生活支援住居施設不認定決定通知書（**様式４-２**）」【23Ｐ】により、認定を不可とする旨を通知します。

（４）日常生活支援委託事務費の単価の通知について

 道本庁は、日常生活支援住居施設の認定後、要件省令第３章の規定に基づき、委託事務費の単価（加算分を含む）を設定し、当該施設を経営する者に対し、「日常生活支援委託事務費設定通知書（**様式５**）」【24Ｐ】により通知します。

（５）福祉事務所への通知について

道本庁は、施設の認定や単価の設定を行った場合には、当該施設の名称や所在地、定員、地域区分等の事項について、道内の福祉事務所に対し、「通知書（**様式６－１**）」【25Ｐ】により周知するとともに、道本庁のホームページに掲載します。

なお、通知内容に変更が生じた場合も、「通知書**（様式６－２**）」【26Ｐ】により周知します。

**第３章　日常生活支援住居施設への入所委託について**

１　日常生活支援住居施設への入所委託について

1. 福祉事務所からの委託依頼について

福祉事務所は、法第30条第１項の規定により被保護者を日常生活支援住居施設への

　入所を委託する場合、「入所依頼書（**様式７－１**）」【28Ｐ】により依頼してくださ

　い。

（２）福祉事務所への回答について

　福祉事務所から入所委託依頼を受けた日常生活支援住居施設は、「回答書（**様式７－２**）」【29Ｐ】により回答してください。

**第４章　日常生活支援委託事務費の請求及び支払いについて**

１　日常生活住居支援委託事務費の請求及び支払いについて

（１）日常生活支援委託事務費の請求について

　 日常生活支援住居施設は、要件通知、支弁基準及び取扱通知の内容を踏まえ、入居者の委託に係る保護の実施機関の長に対して、「請求額通知書（**様式８**）」【30Ｐ】に「委託入所者一覧表（**様式８別添**）」【31Ｐ】を添付の上、原則として当該月の翌月10日（10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、次の平日とする。）までに、各月毎の委託事務費を請求してください。

　　　　併せて、当該施設の認定を行った道本庁に対し、「請求額通知書（**様式８**）」及び「委託入所者一覧表（**様式８別添**）」の写しを送付してください。

（２）日常生活支援委託事務費の支払いについて

各保護の実施機関の長は、請求書を確認の上、所要額の支払いを行ってください。

**第５章　各種様式等**

　日常生活支援住居施設の認定申請等に係る以下の様式等については、次頁以降をご確認ください。

＜様式等一覧＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 様式番号 | 名　　　称 |
| １ | 様式１ | 日常生活支援住居施設認定申請書 |
| ２ | 様式１添付２ | 日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇に関する項目 |
| ３ | 様式１添付４ | 経歴申告書 |
| ４ | 様式１添付４① | 実務経験証明書 |
| ５ | 様式１添付４② | 申立書 |
| ６ | 様式１添付５様式２添付１ | 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表 |
| ７ | 様式１添付６ | 在所者一覧表 |
| ８ | 様式２ | 日常生活支援委託事務費に係る支援体制加算（宿直体制加算）対象施設認定申請書 |
| ９ | 様式２添付２ | 月別の入所者数・重点的要支援者数一覧 |
| 10 | 様式３－１ | 日常生活支援住居施設の認定に係る意見聴取書 |
| 11 | 様式３－２ | 日常生活支援住居施設の認定に係る意見書 |
| 12 | 様式４－１ | 日常生活支援住居施設認定通知書 |
| 13 | 様式４－２ | 日常生活支援住居施設不認定決定通知書 |
| 14 | 様式５ | 日常生活支援委託事務費支弁基準額設定通知書 |
| 15 | 様式６－１ | 日常生活支援住居施設の認定及び単価の設定通知書 |
| 16 | 様式６－２ | 日常生活支援住居施設の認定及び単価の設定変更通知書 |
| 17 | 様式７－１ | 日常生活支援住居施設への入所委託依頼書 |
| 18 | 様式７－２ | 日常生活支援住居施設への入所委託回答書 |
| 19 | 様式８ | 日常生活支援委託事務費請求額通知書 |
| 20 | 様式８別添 | 委託入所者一覧表 |
| 21 | 様式９ | 日常生活支援住居施設変更届 |
| 22 | 様式10 | 日常生活支援住居施設認定辞退届 |
| 23 | 様式11 | 日常生活支援住居施設認定取消等通知書 |
| 24 |  | 申請時の提出書類一覧 |
| 25 |  | 申請時の提出書類に係る留意事項 |
| 26 |  | 要件を満たしたとき及び毎年度当初等の提出書類一覧 |